

契約書(案)

物 品 売 買 契 約 書

公立大学法人福岡女子大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（「乙」という。）とは、ソフトウェアライセンスの購入について、以下のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別表1に掲げるソフトウェアライセンス（以下「ソフトウェア」という。）を甲に売り渡し、甲は、これを買受ける。

（ソフトウェアの数量等）

第2条 契約金額、履行期限、履行場所、契約保証金等は別表1のとおりとし、ソフトウェアの規格、型番、数量等は、別添の仕様書のとおりとする。

（検査等）

- 第3条 乙は、ソフトウェアを納入しようとするときは、その旨をあらかじめ甲に通知し、品質、規格、数量等について甲の検査を受けなければならない。
- 2 前項の検査の結果不合格と決定した場合は、乙において甲の指示する期限内にこれを取り替えて前項の規定に準じ甲の再検査を受けなければならない。
- 3 前項の取替えによって生ずる損害は、すべて乙の負担とする。
- 4 ソフトウェアの引渡しは、乙が第1項又は第2項の規定による検査に合格したときに行われたものとする。

（代金の請求及び支払）

- 第4条 乙は、前条第4項の規定によりソフトウェアの全部の引渡しが行われたときは、甲に対して売買代金の支払を請求することができる。
- 2 甲は、乙から適法な請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに、別表1に掲げる金額を支払わなければならない。

（遅滞損害金）

- 第5条 甲は、乙がその責に帰する事由により納入期限内にソフトウェアを納入しなかったときは、遅滞損害金を徴収する。
- 2 前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、ソフトウェアの完納までの期間に応じ、1年につき未納部分の代金の2.9パーセントに相当する金額とする。

（納期の延期）

第6条 甲は、乙の申請により、天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、履行期限の延期をすることができる。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、第3条第4項に規定する検査に合格した日から起算して1箇年以内に納入物件について、仕様書その他の甲の定める規格、品質、数量等に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が存在することを発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して契約不適合の修補、代品の納入又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。また、当該契約不適合の存在によって、本契約の目的を達成することができない場合は、甲は、損害賠償を請求することができるほか、本契約を解除することができる。

2 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。

(違約金)

第9条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の別途の損害賠償の請求を妨げない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(費用の負担)

第10条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(暴力団排除条項)

第11条 甲は、警察からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請け契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損額を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(秘密保持及び個人情報)

第12条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 個人情報に関する取扱いについては、別添「保有個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協 議)

第 1 3 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲及び乙の二者で協議し、円満に解決を図ることとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

2 0 2 6 年 月 日

甲 福岡市東区香住ヶ丘 1 丁目 1 番 1 号
公立大学法人福岡女子大学
理事長 向 井 剛

乙

別表 1

ソフトウェアライセンス名	セキュリティ対策ソフトウェアライセンス調達一式 詳細は別添仕様書のとおり
契 約 金 額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	¥ <u>〇, 〇〇〇, 〇〇〇</u> (<u>¥〇〇〇, 〇〇〇</u>)
履 行 期 限	2026年10月1日
履 行 場 所	福岡女子大学 IR・情報化推進センター
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上 公立大学法人福岡女子大学契約事務取扱規則第36条により免除するほかこれを徴する
そ の 他	

備考 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、受注者が課税事業者である場合に、別表1の契約金額に110分の10を乗じて得た額（入札書記載金額に100分の10を乗じて得た額）とし、1円未満の端数は切り捨てた額を内数で記入すること。

保有個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

（作業場所等の特定）

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（持出しの禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（複写又は複製等の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定(台数管理、盗難防止措置を含む。)、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入(最新化)をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧(窃取)防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再請負の禁止)

第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを請負わせてはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 乙は、第1項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

(調査)

第15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うもの

とする。

(指示及び報告)

第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(運搬)

第18 乙は、この契約による事務进行处理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。